

長岡京市競争入札心得

長岡京市競争入札心得（平成11年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

- 第1条 長岡京市（以下「市」という。）の発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の供給等及び役務の提供の契約に係る一般競争入札、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札等」という。）を行う場合並びに京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して入札を行う場合（以下「電子入札」という。）における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）、長岡京市契約規則（昭和55年長岡京市規則第2号。以下「契約規則」という。）、その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。また、随意契約を行う場合もこの心得を準用する。
- 2 競争入札等又は電子入札の公告、実施要領及び入札（見積）通知書（以下「入札通知等」という。）に指示がある場合は、この心得にかかわらず入札通知等の指示する取扱いによる。

（電子入札対象案件）

- 第2条 電子入札の対象案件は、入札通知等において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

（利用者登録）

- 第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、個別案件の手続きを行う前に、電子入札システムに電子入札参加に必要な電子入札参加者の情報の登録（以下「利用者登録」という。）をしなければならない。
- 2 電子入札システムの利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

（入札参加資格等）

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。
- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - (2) 登録申請した区分又は種類等に必要な許可・登録等を失ったとき。
 - (3) 入札日において、指名停止を受けている者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者
- 2 入札参加者（紙入札方式のみで行われる入札（以下「通常入札」という。）に参加しようとする者、電子入札参加者及び電子入札において発注者の承諾を得て紙入札により入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）をいう。以下同じ。）のうち一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す入札参加資格審査申請書（資格確認資料を含む。）を提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- 3 入札参加者のうち公募型指名競争入札又は簡易公募型指名競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す入札参加表明書（添付資料を含む。）を提出して、指名のための選考を受けなければならない。
- 4 入札には、第2項の場合については一般競争入札参加資格確認通知を受けた者、前項

の場合については入札通知を受けた者でなければ参加することができない。

(現場説明会欠席の措置)

第5条 現場説明会に出席しない者については、原則として当該現場説明会にかかる入札への参加資格は取り消す。ただし、真にやむを得ない事情によると認められ、開始時刻までに通知又は連絡があったときは、別途考慮する場合がある。なおこの場合、現場説明会に欠席したことをもって、入札後、異議の申立ができず、契約の締結の拒否又は契約金額の増額請求はできない。

(入札保証金等)

第6条 入札参加者は契約規則第9条に規定する額の入札保証金を納めなければならない。ただし、同規則第10条第1項各号に掲げる有価証券(無記名のものに限る。)又は市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約(定額てん補保証に限る。)を締結し、当該保険証券を市に提出したときは入札保証金を免除する。

3 前項に定めるもののほか、契約規則第11条第1項第2号及び第3号に定める事由により入札保証金の納付を免除することがあるが、この場合は入札通知書等に明示する。

(入札等)

第7条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案、長岡京市建設工事等電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)及びその他関係書類(以下「設計図書類」という。)並びに現場等を熟覧のうえ、この心得に則り、入札しなければならない。

2 入札参加者は、設計図書類に疑義があるときは、入札通知等により質疑の手続きが指示されている場合を除き、入札(電子入札の場合は入札開始)日の3日前(土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日はこれに含めない。以下同じ。)までに質疑書(様式第1号)により説明を求めることとする。この場合、市の回答は質疑回答書(様式第2号)により行うこととし、入札(電子入札の場合は入札開始)日の2日前までに回答する。なお、回答内容は設計図書類に追加された事項であり、本条第3項を適用する。また、回答に疑義があるときは、直ちに申し出ること。

3 入札参加者は、入札執行後に心得、設計図書類及び現場等についての誤記、脱落及び不明を理由として異議の申し立てをすることはできない。また、落札者はそのことを理由として、契約の締結の拒否又は契約金額の増額の請求をすることができない。

4 入札参加者は、通常入札の場合にあっては記名押印した入札書を入札用封筒に入れ、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投函し、電子入札の場合にあっては電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、入札書の電子提出(運用基準第2条第2号に規定する「提出」をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

5 入札参加者は、いったん入札書を入札箱に投函し、又は電子提出をした後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

6 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札通知等において単価によることを指示した場合は、その指示する取扱いによる。

7 通常入札は、所定の入札日時までに入札場所に出席した入札参加者及び入札参加者の代理人(以下「入札者」という。)のみによって行う。

8 通常入札の場合において、補助者を同席させるときは、あらかじめ入札執行者の許可

を得ること。この場合において、補助者は傍聴人扱いとする。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、通常入札においては、入札の執行が完了するまで、電子入札においては、電子提出するまでの間、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムに入札辞退の登録をし、又は次の各号に掲げるところにより書面にて提出するものとする。

(1) 入札執行前であっては、入札（見積）辞退届（様式第3号）を入札事務関係職員に持参又は郵送等（入札執行開始時間までに到達したものに限り。）により提出するものとする。

(2) 入札執行中であっては、入札書に辞退と記載して提出する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けられるものではない。

(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 談合等不正行為が判明したときは、当該入札に係る契約は行わず、また契約締結後においてはこれを解除することができるものとする。この場合において、解除による損害等は契約書に定めるところによる。

(入札書等の取扱い)

第10条 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(入札執行の取り止め等)

第11条 指名競争入札の場合、入札者が1人のときは入札を執行しない。再度入札において入札者が1人となったときも同様とする。ただし、入札を執行して辞退の入札があり、又は無効の入札によりその結果として1人となった場合を除く。

2 一般競争入札の場合は入札者が1人でも、原則として入札を執行する。

3 入札参加者が連合し、又は不穩な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

4 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の郵送)

第12条 郵送による入札は、認めない。

(入札代理人)

第13条 入札参加者の代理人は、入札参加者が法人であるときはその法人の役員又は社員、個人であるときはその使用人又は生計を一にする親族（以下「社員等」という。）に限り、これを認める。

(代理人の欠格)

第14条 入札参加者は、第4条に該当し競争入札等の参加資格を停止されている者、又はその停止の措置要件となった行為を行った者を入札代理人とすることはできない。

(複数代理の禁止等)

第15条 入札者は、当該入札における他の入札参加者の入札代理人となることはできない。

- 2 第13条の規定により入札代理人となることが認められる者であっても、この者が、同一の入札において、市の競争入札有資格者名簿の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の供給等及び役務の提供の同一区分で登録のある他の入札参加者及びその者の社員等である場合は、この者を入札の代理人と認めない。

(委任状)

第16条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札参加者の記名押印をもって受任者（代理人）及び受任者（代理人）使用印鑑を指定した委任状（様式第4号）を、入札執行前に提出させなければならない。

(入札場の規律)

第17条 入札関係者以外の者は、入札場に立ち入ることはできない。ただし、入札執行者が認めた傍聴者はこの限りでない。

- 2 入札者は、入札場においては、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 3 入札執行者は、入札者が指示に従わない恐れがあると認められるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為をする恐れがあると認められるとき、又はこれらの行為をしたときは、当該入札者に対し、入札場への入場を拒み、又は入札場からの退場を命ずることができる。

(無効の入札)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札
- (3) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の入札
- (4) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の入札
- (5) その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の入札
- (6) 金額を訂正した入札又は金額を「0」とした入札
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 件名が他の案件である入札
- (9) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (10) 連合、その他不正行為をした入札

- (11) 入札事務関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者のした入札
- (12) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (13) 入札者が、同一事項の入札について参加している他の登録業者の役員又は使用人の身分を併せ持っている場合の、当該入札者がした入札
- (14) 同一人による2以上の入札
- (15) 最低制限価格が設定されている場合の、最低制限価格未満の価格の入札
- (16) 低入札価格調査制度における失格基準価格が設定されている場合の、失格基準価格未満の価格の入札
- (17) 予定価格を入札前に公表している場合の、予定価格を超える入札
- (18) 入札公告にて提出を示した工事費内訳書の未提出及び不備

ア 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- (ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (イ) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (ウ) 他の工事の内訳書である場合
- (エ) 白紙である場合
- (オ) 内訳書が特定できない場合
- (カ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 内訳の記載が全くない場合
- (イ) 入札公告等に指示された項目を全く満たしていない場合

ウ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

他の工事の内訳書が添付されていた場合

エ 記載すべき事項に誤りがある場合

- (ア) 提出業者名に誤りがある場合
- (イ) 内訳書の合計金額が入札金額を下回る場合

(19) その他入札に関する指定事項や条件に違反した入札

- 2 無効の入札をした者は、入札場から退場しなければならない。ただし、入札執行者が在席を認めた場合は除く。
- 3 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
 - (1) 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）。
 - (2) 低入札価格調査の対象工事において、入札公告の定めに基づき専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき。
 - (3) 低入札価格調査の対象工事において、調査基準価格を下回った場合の市が行う調査に協力しないとき。

（再度入札）

第19条 入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者がいないときは、再度入札を行う。ただし、予定価格の事前公表を行う入札は、再度入札を行わない。

- 2 再度入札は、原則として1回（初回を入れて計2回）を限度として行う。ただし、再度入札を行わずに打ち切る場合もある。
- 3 再度入札は、最初の入札を行った者のみで行なう。ただし、その入札で入札辞退及び無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(落札者の決定)

第20条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札をした者を落札者とする（総合評価方式による入札等の場合を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、低入札価格調査制度が採用されているときは、次に掲げる措置を採る場合があるが、調査の結果によって予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者以外の者を落札者とする場合がある。

(1) 失格基準価格以上で調査基準価格に満たない低価格入札については、落札決定を保留する。

(2) 調査対象入札者は、調査に必要な積算内訳書等を指定期日までに提出し、かつ、履行可能であることの合理的、計数的な説明を行わなければならない。

(3) 前号による書類の提出又は説明がなされなかった場合は、指名停止措置を行うことがある。

3 最低制限価格が設定されているときは、第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第21条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに通常入札の場合にあっては当該入札をした者にくじを引かせ、電子入札の場合にあっては電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定するものとする。

2 電子入札の場合において、前項のくじ番号を入力していない入札書は無効とする。

ただし、紙入札者の入札書にくじ番号が記載されていない場合は、運用基準第18条第5項の定めるところにより、当該入札者のくじ入力番号を001とする。

(入札額の錯誤)

第22条 入札額の桁誤り又は総額と単価の取り違い等、明らかに錯誤による入札額であることが認められる場合は、当該入札を無効とすることがある。

2 前項の規定により当該入札を無効とする場合は、入札執行者は、入札を一時中断して当該入札を行った者から事情を聴くことができる。

3 第1項の規定により当該入札を無効とされた者は、直ちに弁明書を提出しなければならない。

4 第1項の規定により当該入札を無効としたときは、予定価格以下で、かつ当該無効とした者に次ぐ価格で入札した者を落札者とする。ただし、他に落札者とすべき者がいないときは、再度入札を行い、又は入札を打ち切る。

(契約書等)

第23条 落札者は、落札決定通知書に記載した契約予定日までに記名押印した所定の契約書を提出しなければならない。なお、契約書は原則として袋とじをして提出すること。

2 落札者が前項で示した期限内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがあり、この場合については第25条の規定を適用する。

(契約保証金)

第24条 落札者は、契約締結に当たって契約代金の100分の10以上に相当する保証金を納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約代金の100分の10以上

に相当する担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 契約規則第10条第1項各号に掲げる有価証券

(2) 市が確実と認める金融機関の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項にかかわらず、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約の締結、又はこの契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（保証金額は契約保証金額相当額）により契約保証金を免除する。また、入札通知等で契約保証金を免除することを明示した場合も契約保証金を免除する。

3 前項に定めるほか、契約規則第40条の2の規定により契約保証金を免除することがある。この場合は、落札決定通知書に明記する。

（違約金）

第25条 落札者が契約を締結しないときの違約金は、次の各号による。

(1) 入札保証金を納付しているときは、地方自治法第234条第4項の規定により、当該入札保証金は市に帰属する。

(2) 入札保証金が免除されているときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

（前金払）

第26条 公共工事の前払金は、入札通知等で当該工事が前金払対象工事である旨を明示したものについて、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社が発行した保証証書の提出を条件として、長岡京市公共工事の前払金等に関する要綱（昭和55年8月1日制定。以下「前払金要綱」という。）第3条により、請求することができる。

（前払金の限度額等）

第27条 前払金の額は、前払金要綱第2条によるものとする。

（部分払）

第28条 部分払は、入札条件として当該業務が部分払対象業務であることを明示したもののについて行う。

（部分払額の算定）

第29条 部分払の額は、入札通知等に指示がある場合を除き、工事又は製造の請負その他の請負契約については給付の既済部分に対する代価の10分の9を、物品の買入れの契約については給付の既納部分に対する代価とする。ただし、工事又は製造の請負、その他の請負契約の性質上、可分の給付の完済部分については、その代価とする。

2 当該契約において既に前払金が支払われているときは、支払うべき部分払の金額から前払金を控除した額をもって部分払の支払額とする。

（消費税の扱い）

第30条 落札決定に当たっては、入札通知書等に指示がある場合を除き、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）に相当する額を加算した額をもって落札価格とする。従って、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積った金額の消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

(建設業退職金共済制度)

第31条 1件500万円以上の建設工事及び工事に係る修繕の契約については、原則として長岡京市建設業退職金共済掛金取扱要領（令和2年4月1日施行）のとおり証紙購入報告書及び発注者用掛金収納書の提出を求める。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年9月1日から施行し、改正後の長岡京市競争入札心得の規定は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

質 疑 書

年 月 日付けで入札（見積）通知のありました下記の案件について、質疑がありますので提出します。

記

1. 件 名

2. 質疑事項

様式第2号（第7条関係）

長 第 号
年 月 日

様

長岡京市長

質 疑 回 答 書

下記の案件についての質疑事項について回答します。

記

1. 件 名

2. 質疑事項

3. 質疑事項回答

年 月 日

長岡京市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者 職・氏名

入札（見積）辞退届

年 月 日に執行される下記の案件の入札（見積）について、辞退します。

記

1. 件 名

2. 辞退理由

様式第4号（第16条関係）

委 任 状

年 月 日

長岡京市長 様

私は、下記の案件について代理人を定め、入札（見積）に関する一切の権限を委任します。

記

件 名

入札日 年 月 日

委任者（代表者）	所 在 地	
	商号又は名称	
	職 ・ 氏 名	印

受任者（代理人）	所 在 地	
	商号又は名称	
	氏 名	印

<参考>

入札書封筒の書き方

[表紙]

長岡京市長 ○○○○ 様
件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
入 札 書 在 中
商号又は名称 ○○○○○
代表者 ○○○○○
(受任者 ○○○○○)

- ※ 1. 商号又は名称、代表者職・氏名を記載
- 2. 委任される場合は、代表者職・氏名及び受任者氏名を記載
- 3. 商号又は名称、代表者職・氏名、受任者氏名は、裏面に記載でも可

[裏面]